

# 令和4年4月から使用できる タクシー利用券の申請を受け付けます

タクシー利用券の利用には申請書の提出が必要です。  
※このページを申請書として使用できます

利用を希望する人は、太枠の中を記入し、令和4年2月28日(月)までに下記の窓口へ提出または郵送で申請してください(期限を過ぎても申請できますが、4月までに届かないことがあります)

(安中地域) 〒379-0192 安中市安中1-23-13 高齢者支援課 長寿支援係  
(松井田地域) 〒379-0292 安中市松井田町新堀245 住民福祉課 健康介護係  
(両地域) お近くの公民館・生涯学習センター

安中市長 様

令和 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	— —

## 安中市タクシー利用券交付申請書

タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

利用者について(太枠の中のみ記入してください)  
※申請者と同じ場合は「申請者と同じ」に○をしてください

利1 利用者目	申請者と同じ(申請者と同じ場合は、住所および氏名の記入を省略できます)		
	住所	安中市	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 ( 歳)	
	免許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)	
区分	番号		交付日

2人目の利用者について(ご家族が同時に申請する場合は記入してください)

利2 利用者目	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 ( 歳)	
	免許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)	
区分	番号		交付日

### 確認事項

タクシー利用券の交付を受けた人が、これを利用することができなくなった場合には、残ったタクシー券を市に返却してください。また、タクシー利用券を不正に使用した場合は、タクシー券を返却していただきます。  
※窓口で申請する場合、窓口に来た人の本人確認書類の提示が必要です

問合せ▶ 困 高齢者支援課長寿支援係(☎内線1181)、 困 住民福祉課健康介護係(☎内線2151)